

気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る 枠組み構築事業

【31（34）百万円】

対策のポイント

気候変動等に対応した新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用を円滑に進めるため、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る制度等を調査するとともに、遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築及びその活用に向けた周知活動等を実施します。

<背景／課題>

- ・ 地球温暖化等の気候変動により農作物を生産する環境が厳しさを増す中、このような状況に対応する新品種の開発に必要な遺伝資源の取得及び利用の円滑化は重要な課題であり、平成28年4月に開催されたG7新潟農業大臣会合の宣言においても、気候変動に適応した植物遺伝資源の適切な保全と利用の重要性が位置づけられたところ。
- ・ 一方、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する名古屋議定書の発効に伴い、遺伝資源保有国では自国の遺伝資源への主権的権利を強く行使する機運が一層高まり、海外遺伝資源の取得交渉が困難化・複雑化している。

政策目標

本事業を通じて構築された枠組み等の活用による日本への海外遺伝資源の導入が15件以上行われる。（平成29～33年度）

<主な内容>

1. 遺伝資源保有国における制度等の調査
遺伝資源保有国において現地調査等を行い、各国の遺伝資源に係る制度やその運用状況に係る最新の情報、遺伝資源の賦存状況等の情報を入手し、国内の遺伝資源利用者に提供します。
2. 遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築
遺伝資源保有国の関係者を対象に気候変動等への対応における遺伝資源の利用の重要性に関する普及・啓発を行うとともに、遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築を目指します。また、構築された枠組みの活用を促すための国内での周知活動等を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：
大臣官房政策課環境政策室（03-6744-2017））

気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築事業

〔平成30年度予算概算決定額: 31(34)百万円〕

背景

- 気候変動等に対応した新品種の開発に必要な遺伝資源の取得及び利用の円滑化は重要な課題であり、平成28年4月、G7新潟農業大臣会合の宣言においても、気候変動に適応した植物遺伝資源の適切な保全と利用の重要性が位置づけられたところ。
- 一方、名古屋議定書の発効に伴い遺伝資源保有国では自国の遺伝資源への主権的権利を強く行使する機運が一層高まり、海外遺伝資源の取得交渉が困難化・複雑化している。

事業内容

遺伝資源保有国における制度等の調査

- ・遺伝資源保有国における遺伝資源の取得に関する制度及びその運用状況の調査
- ・遺伝資源保有国における遺伝資源の賦存状況の調査
- ・ホームページ等による国内の遺伝資源利用者への情報提供



遺伝資源保有国との枠組みの構築

- ・遺伝資源保有国の関係者を対象に、気候変動等への対応における遺伝資源の利用の重要性に関する普及・啓発
- ・遺伝資源の取得・利用に関する遺伝資源保有国との枠組みの構築
- ・構築された枠組みの活用を促すための国内での説明会等の周知活動



効果

- 情報の不足により遺伝資源の探索・導入を躊躇する我が国の遺伝資源利用者の活動を促進
- 遺伝資源保有国における農林水産分野の遺伝資源の囲い込み等を回避
- 遺伝資源保有国との枠組みの構築やその枠組みの利用を促すことにより我が国への遺伝資源の円滑な導入を促進



地球温暖化等の気候変動に対応した新品種開発等を促進